

## 水田農業営農支援助成金に関するQ & A 【10.3時点】

Q 1	事業の目的は？
A 1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、主食用米の価格下落と物価高騰の影響を受けた市内の米農家に対して、水稻作付けにかかる経費を一部助成することにより、営農継続を支援するものです。
Q 2	主食用米が対象品目となっているが、種子用米は対象となるのか？
A 2	対象となります。
Q 3	水稻生産実施計画書とは？
A 3	経営所得安定対策等実施要綱に規定する計画書であり、「営農計画書」ともいいます。各生産者が、地域における米の生産調整（需要に応じた生産）のため、当該年度の作付計画を示し協議会に提出するものです。本年度の提出期限は令和5年6月30日でした。
Q 4	対象面積は？
A 4	令和5年度の水稲生産実施計画書に記載している面積から自家消費相当分の10アール分を除いた面積を上限とします。（1アール未満切り捨て） ※1アール=100㎡
Q 5	市内に住所を有する生産者とは、いつ時点？
A 5	水稻生産実施計画書に記載する住所で確認を行いますので、6月30日時点となります。対象となる生産者には、10月下旬に交付申請書等を送付します。
Q 6	水稻生産実施計画書が未提出でも申請できるか？
A 6	令和3年度～5年度の3か年分の計画書の提出がない場合は、対象外です。
Q 7	水稻生産実施計画書を提出以降に亡くなった場合は、申請できるか？
A 7	亡くなった方では申請できません。 ただし、死亡者と同一の農家世帯員で市内に住所を有することが確認できた場合、その方で申請できますので、協議会事務局（TEL：983-6350）までお問い合わせください。
Q 8	水稻生産実施計画書の記載面積と実際の作付面積が異なる場合は？
A 8	様式第1号の交付申請書に実際の作付面積を記載してください。 ただし、計画書の記載面積と実際の作付面積のいずれか小さい方の面積から自家消費相当分の10アール除いた面積が対象となります。 （例）計画書記載面積100アール、実際の作付面積90アールの場合 ＜算定方法＞ 90-10=80アール（対象面積）
Q 9	水稻生産実施計画書の面積変更は可能ですか？
A 9	変更はできません。 実際の作付面積が異なるにはQ8を参照してください。
Q 10	申請方法は？
A 10	対象者に該当する方は、本協議会から10月下旬に案内・交付申請書等の関係書類を送付しますので、案内等に従い、交付申請書に必要書類を添付して、協議会へご提出ください。

Q11	交付申請書の誓約事項に誓約できない場合は、申請できるか？
A11	誓約事項に誓約できない場合、申請できません。

Q12	主食用米を出荷・販売したことがわかる書類とは？
A12	出荷伝票、領収書、納品書など出荷・販売先が確認できる書類となります。

Q13	出荷・販売したことがわかる書類の写しは令和3年産～5年産の3か年分が必要か？
A13	令和3年産～5年産の3か年分必要です。 営農継続支援を目的としているため、継続的に出荷・販売されていることを確認させていただきます。 <u>※ただし、昨年度申請された方については、令和5年産のみで構いません。</u>

Q14	J Aに出荷している場合にも出荷・販売したことがわかる書類が必要か？
A14	J Aに出荷している場合には、必要ありません。 様式第1号の交付申請書の「主な出荷・販売先」にJ Aと記載してください。協議会事務局で出荷・販売実績を確認します。

Q15	出荷・販売したことがわかる書類がない場合でも申請できるか？
A15	申請できません。 紛失した場合は、発行元に再発行が可能かご相談ください。

Q16	振込口座は他人の口座でも良いか？
A16	原則、申請者本人の名義の口座となります。

Q18	申請から助成金が支払われるまでの流れは？										
A18	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">&lt;申請者&gt;</th> <th style="text-align: center; width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">&lt;協議会&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">① 交付申請書提出</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">② 受理・審査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">④ 受取</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">③ 交付決定通知発送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑤ 請求書（振込口座）提出</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑥ 受理・審査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑧ 助成金受領</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑦ 助成金支払（口座へ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※交付申請書の提出期限は令和5年12月15日（金）までとなります。</p>	<申請者>	<協議会>	① 交付申請書提出	② 受理・審査	④ 受取	③ 交付決定通知発送	⑤ 請求書（振込口座）提出	⑥ 受理・審査	⑧ 助成金受領	⑦ 助成金支払（口座へ）
<申請者>	<協議会>										
① 交付申請書提出	② 受理・審査										
④ 受取	③ 交付決定通知発送										
⑤ 請求書（振込口座）提出	⑥ 受理・審査										
⑧ 助成金受領	⑦ 助成金支払（口座へ）										